

米国株信用取引に関する確認書

私は、次の内容を承諾し、私の判断と責任において米国株信用取引を行います。

1. 米国株信用取引は、制度信用取引と異なり、貴社の自己融資により一般信用取引として行うものであり、証券金融会社の貸借取引制度を利用することはできないこと。
2. 米国株信用取引ができる銘柄は、日本証券業協会が定める「銘柄選定等に係るガイドライン」に適合する銘柄の中から貴社が選定した銘柄であること。
3. 米国株信用取引における弁済期限(信用期日)は、原則として無期限とすること。
4. 米国株信用取引の建玉銘柄について、分割比率が整数倍の株式分割以外のコーポレートアクションが発生する場合および貴社が必要と判断した場合、貴社は、事案毎に貴社が定める期日を信用期日として設定できること。
分割比率が整数倍の株式分割の銘柄について、権利落ち日が日本の祝日の場合、建玉の反対売買を含め売買が停止となること。
貴社が権利処理を行わない場合、貴社は、事案毎に貴社が定める期日を信用期日として設定するとともに、あらかじめ定めた信用期日がある場合、これを繰り上げることができること。貴社は、貴社の判断で事案毎に権利処理を行うか否かを判断できること。
5. 米国株信用取引の建玉銘柄について、分割比率が整数倍の株式分割が行われた場合、貴社は権利付最終取引日以降、株式分割の分割比率等に応じて米国株信用取引の建数量を増加し、建値(約定値段)を減額できること。
6. 信用期日の前営業日までに建玉の反対売買または現引を行うこと。
信用期日の前営業日までに建玉の反対売買または現引を行わない場合、信用期日当日に貴社の任意で該当建玉の反対売買が行われること。
貴社が反対売買を行うことができない場合、貴社の任意で現引が行われること。
現引により入金が必要となった場合、速やかに入金すること。
7. 米国株信用取引について、信用期日を繰り上げる場合、信用期日を繰り上げる原因の権利落ち日の 6 か月前から新規建てが停止されること。
8. 米国株信用取引について、信用期日を繰り上げる原因の公表が権利落ち日の 6 か月前以降の場合は、公表された日の翌営業日より、新規建てが停止されること。

9. 市場の状況等により注文申込み制限があり、注文を発注できない場合があること。
10. 取引所等による規制措置が発動された銘柄については、米国株信用取引の新規建ての受注を制限するほか、発注済みの注文について、注文を失効扱いとする場合があること。
11. 取引所等による規制とかかわりなく、貴社の判断により米国株信用取引における新規建てを制限できること。
12. 米国株信用取引で買建を行っている場合、金利(変動することがあります)を支払う必要があること。
米国株信用取引で建玉を建てている際に貴社との間で支払いの生じる金利等の諸経費は、米国株信用取引以外の信用取引における諸経費と異なること。
米国株信用取引の支払諸経費の清算は、決済時に行うこと。
13. この「米国株信用取引に関する確認書」の変更に関する取扱いは、松井証券取引規程の定めを準用すること。

2023年9月